

# 経 済 産 業 省

20180629保局第1号  
平成30年7月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正  
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商  
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正（整合規格の採用） 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改正後				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(H29) ～ J60335-2-3(H20)	(略)	(略)	(略)	J60065(H29) ～ J60335-2-3(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-4(H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－4部：電気脱水機の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-4:2017</u>	<u>IEC60335-2-4(2008), Amd. No. 1 (2012)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-4(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－4部：電気脱水機の個別要求事項	JISC9335-2-4:2004	IEC60335-2-4(2002)に対応 <u>平成33年7月19日まで有効</u>	J60335-2-4(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－4部：電気脱水機の個別要求事項	JISC9335-2-4:2004	IEC60335-2-4(2002)に対応
J60335-2-5(H20) ～	(略)	(略)	(略)	J60335-2-5(H20) ～	(略)	(略)	(略)

J60335-2-31 (H20)				J60335-2-31 (H20)			
<u>J60335-2-32 (H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－32部:マッサージ器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-32:2018</u>	<u>IEC60335-2-32 (2002), Amd. No. 1 (2008), Amd. No. 2 (2013) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-32 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－32部:マッサージ器の個別要求事項	JISC9335-2-32:2005	IEC60335-2-32 (2002)に対応 平成33年7月19日まで有効	J60335-2-32 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－32部:マッサージ器の個別要求事項	JISC9335-2-32:2005	IEC60335-2-32 (2002)に対応
J60335-2-34 (H20) ～ J60335-2-59 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-34 (H20) ～ J60335-2-59 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-60 (H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－60部:渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-60:2017</u>	<u>IEC60335-2-60 (2002), Amd. No. 1 (2004), Amd. No. 2 (2008) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-60 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	JISC9335-2-60:2016	IEC60335-2-60 (2002), Amd. No	J60335-2-60 (H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	JISC9335-2-60:2016	IEC60335-2-60 (2002), Amd. No

	第2-60部:渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項		.1(2004), Amd. No.2(2008) に対応 <u>平成33年7月19日まで有効</u>		第2-60部:渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項		.1(2004), Amd. No.2(2008) に対応
J60335-2-60(H20) ～ J60335-2-101(H25)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-60(H20) ～ J60335-2-101(H25)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-102(H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-102部:商用電源に接続するガス, 石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-102:2017</u>	<u>IEC60335-2-102(2004), Amd. No.1(2008), Amd. No.2(2012) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-102(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-102部:商用電源に接続するガス, 石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項	JISC9335-2-102:2007	IEC60335-2-102(2004)に対応 <u>平成33年7月19日まで有効</u>	J60335-2-102(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-102部:商用電源に接続するガス, 石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項	JISC9335-2-102:2007	IEC60335-2-102(2004)に対応
J60335-2-105(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-105(H20)	(略)	(略)	(略)

～ J60335-2- J6(H14)				～ J60335-2- J6(H14)			
<u>J60335-2- J7(H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－207部:水電解器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-2 07:2018</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2- J7(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－207部:水電解器の個別要求事項	JISC9335-2-2 07:2007	<u>平成33年7月19 日まで有効</u>	J60335-2- J7(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－207部:水電解器の個別要求事項	JISC9335-2-2 07:2007	
J60335-2- J8(H14)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- J8(H14)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2- J9(H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－209部:家庭用電気治療器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-2 09:2018</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2- J9(H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－209部:家庭用電気治療器の個別要求事項	JISC9335-2-2 09:2009	<u>平成33年7月19 日まで有効</u>	J60335-2- J9(H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－209部:家庭用電気治療器の個別要求事項	JISC9335-2-2 09:2009	

<u>J60335-2-J10 (H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-210部:家庭用電気磁気治療器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-210:2018</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-J10 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-210部:家庭用電気磁気治療器の個別要求事項	JISC9335-2-210:2007	<u>平成33年7月19日まで有効</u>	J60335-2-J10 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-210部:家庭用電気磁気治療器の個別要求事項	JISC9335-2-210:2007	
<u>J60335-2-J11 (H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-211部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-211:2018</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-J11 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-211部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項	JISC9335-2-211:2007	<u>平成33年7月19日まで有効</u>	J60335-2-J11 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-211部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項	JISC9335-2-211:2007	
<u>J60335-2-J12 (H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-212部:家庭用吸入器の個別要求事項</u>	<u>JISC9335-2-212:2018</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2- J12 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－212部:家庭用吸入器の個別要求事項	JISC9335-2-2 12:2007	<u>平成33年7月19日まで有効</u>	J60335-2- J12 (H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－212部:家庭用吸入器の個別要求事項	JISC9335-2-2 12:2007	
J60384-14 (H14) ～ J60598-2- 19 (H23)	(略)	(略)	(略)	J60384-14 (H14) ～ J60598-2- 19 (H23)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-2- 20 (H30)</u>	<u>照明器具－ 第2－20部:ライティングチェーンに関する 安全性要求事項</u>	<u>JISC8105-2-2 0:2017</u>	<u>IEC60598-2-20 (2014)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2- 20 (H25)	照明器具－ 第2－20部:ライティングチェーンに関する 安全性要求事項	JISC8105-2-2 0:2011	IEC60598-2-20 (2010)に対応 <u>平成33年7月19日まで有効</u>	J60598-2- 20 (H25)	照明器具－ 第2－20部:ライティングチェーンに関する 安全性要求事項	JISC8105-2-2 0:2011	IEC60598-2-20 (2010)に対応
<u>J60598-2- 21 (H30)</u>	<u>照明器具－ 第2－21部:ロープライトに関する安全性要 求事項</u>	<u>JISC8105-2-2 1:2017</u>	<u>IEC60598-2-21 (2014)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60598-2- 22 (H27) ～	(略)	(略)	(略)	J60598-2- 22 (H27) ～	(略)	(略)	(略)

<u>J62133 (H28)</u>				<u>J62133 (H28)</u>			
<u>J62368-1 (H30)</u>	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器— 第1部：安全性要求事項	<u>JISC62368-1: 2018</u>	<u>IEC 62368-1 (2014) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J62560 (H30) ～ J8528-8 (H16)	(略)	(略)	(略)	J62560 (H30) ～ J8528-8 (H16)	(略)	(略)	(略)
※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。				※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。			
表 2～表 5 (略)				表 2～表 5 (略)			